

違法オンラインギャンブル等の法改正を踏まえた 違法情報ガイドラインの改定について

総務省 情報流通振興課

令和7年9月

【ギャンブル等依存症対策基本法改正】（6/25 公布、9/25 施行）

1. 背景（警察庁調査）

- ・ オンラインカジノの利用：経験者（推計） **約336.9万人**、58.8%が20代、30代の若年層
- ・ 国内における年間賭額の推計：**約1兆2,423億円**
- ・ 日本語で利用可能な40サイトのうち、**いずれも海外のライセンスを取得** 等

2. 改正ポイント

① 国内の不特定の者に対する以下の行為を禁止（第9条の2）

- ・ オンラインカジノサイト・アプリの開設運営（第1項第1号）
- ・ **リーチサイトやSNS等でのオンラインカジノに誘導する情報の発信行為（同項第2号）**

※ 総務省は、SNS等の対象事業者への周知・説明の観点から、ギャンブル室・警察庁とともに第9条の2を共管

② オンラインカジノでギャンブルを行うことが禁止されている旨の周知徹底（第14条）

3. 見込まれる効果

- ・ オンラインカジノサイトの開設運営行為や、リーチサイト・SNS等での発信行為の減少
- ・ **オンラインカジノに誘導する情報について、事業者による削除等の適切な対応の促進**
- ・ インターネットホットラインセンターからプロバイダやサイト管理者等への削除依頼等の促進
- ・ オンラインカジノサイトのライセンスを発行した外国政府への働き掛けの後押し



総務省の対応

1. ガイドライン改定

事業者の適切な対応促進のため、**「違法情報ガイドライン」を改定**（9/25 改定・公表予定）

（※インターネット・ホットラインセンターのホットライン運用ガイドラインにも同様の文言を追記され、同日付で改定・公表予定）

- ・ 改正法第9条の2第1項第2号に規定する情報（オンラインカジノサイトに誘導する情報等）をインターネット上で発信する行為が違法である旨をガイドライン上で明確化。

2. 事業者に対する要請

業界団体を通じて、**プラットフォーム事業者等に対し、ガイドラインの改定を踏まえた対応を要請。**

2-1-8 違法オンラインギャンブル等関係

(1) インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為（ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第9条の2第1項第2号）

次の①及び②を満たす場合には、インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為に該当する情報と判断することができる。

① 違法オンラインギャンブル等に誘導する情報であると認められる場合

下記のいずれかに該当する場合

- 違法オンラインギャンブル等ウェブサイトのURL等又は違法オンラインギャンブル等プログラムをダウンロードできるURL等が掲載されている場合
- 実在する違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムの名称と、以下の例のような利用を促す又は利用が可能であることを示す表現（画像等を含む。）が一体として記載されている場合
例えば、「賭けよう」、「プレイしよう」、「始めませんか」、「登録はこちらから」、「今なら無料」、「『〇〇（サイト名）』で検索」、「カジノができます」、「『〇〇（スポーツ等）』に賭けられる」、「利用可能」、「日本語対応」、「おすすめ」、「ランキング〇位」、「最新オンラインカジノ」、「入金不要ボーナス」、「初回入金ボーナス」、「プレイ体験」など
- 違法オンラインギャンブル等の無料版ウェブサイトで、違法オンラインギャンブル等ウェブサイトのURL等が掲載されるなど、違法オンラインギャンブル等ウェブサイトへの誘導がある場合
- 上記3項目の記載等がなされているウェブサイト等のURL等が掲載されるなど、当該ウェブサイト等への誘導がある場合

なお、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るために情報を発信する場合等、違法オンラインギャンブル等に誘導する意思がないと認められる場合は、これに該当しない。

ただし、「オンラインカジノは違法であり、この投稿は利用を勧めるものではない」等と記載されている場合であっても、当該投稿や前後の投稿内容その他関連する情報（アカウント名等）と照らし合わせることによって、違法オンラインギャンブル等に誘導する情報であると認められるときは、これに該当する。

② 国内にある不特定の者に対して誘導する情報を発信していると認められる場合

- 不特定の者が当該ウェブサイト閲覧できる状態となっている場合

かつ

- 日本語で記載されている場合、日本語が用いられていなくとも国内にある不特定の者が理解可能な態様で記載されている場合等、日本国内にある者を対象としていると判断できる場合

なお、誘導する情報そのものから、国内にある不特定の者に対して誘導する情報であると直接的に判断できない場合であっても、誘導の対象となっている違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムが、国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為に該当する情報と認められる場合には、「日本国内にある不特定の者に対して誘導する情報を発信している」と認められる。